

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（就労継続支援A型事業者による利用者及び従業者以外の者の雇用）</p> <p>第41条 [略]</p>	<p>（就労継続支援A型事業者による利用者及び従業者以外の者の雇用）</p> <p>第41条 [略]</p> <p><u>（事業の運営についての重要事項）</u></p> <p><u>第41条の2 条例第185条において準用する条例第91条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>（1） 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>（2） 従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>（3） 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>（4） 利用定員</u></p> <p><u>（5） 指定就労継続支援A型（条例第173条に規定する指定就労継続支援A型をいう。以下この条及び次条において同じ。）の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p><u>（6） 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び条例第180条第3項の規定により支払われる工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</u></p> <p><u>（7） 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>（8） サービスの利用についての留意事項</u></p> <p><u>（9） 緊急時等における対応の方法</u></p> <p><u>（10） 非常災害対策</u></p> <p><u>（11） 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p><u>（12） 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>（13） 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>（準用）</p>
<p>（準用）</p> <p>第42条 第7条、第8条、第10条、<u>第13条</u>及び第28条の規定は、<u>条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業</u>について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第185条において準用する条例第60条第</p>	<p>第42条 第7条、第8条、第10条及び第28条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第7条中「第60条第8項の規定による療養介護計画（同条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「第185条において準用する条例第60条第8項に規定する就労継続支援A型</p>

8項に規定する就労継続支援A型計画（条例第185条において準用する条例第60条第1項に規定する就労継続支援A型計画」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第185条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第197条」と読み替えるものとする。

計画（条例第185条において準用する条例第60条第1項に規定する就労継続支援A型計画」と、第10条第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第185条において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第185条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号中「第78条」とあるのは「第185条」と、同条第6号中「第76条」とあるのは「第197条」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。